

第 35 回 土佐室戸鯨舟競漕大会競技規則

1. 使用舟

13. 6M・FRP製鯨舟

2. 方 法

古式の部は、17名以内で、櫓を使用し、櫂の使用は認めない。

一般の部は、20名以内で、櫂を使用し、櫓1本のみ使用を認める。

なお、レースは、登録メンバーで行うこと（保険対象の関係のため）

3. 順位の決定

2艘による対抗レースを行い、部門ごとに出漕チームのタイムで順位を決定し、一般の部は、タイム上位2チームによる決勝レースにより優勝者を決定する。

4. スタート合図

出漕舟は、所定のスタートライン内から係のピストルの音を合図にスタートする。
審判員がスタートを不完全と認めたときは、赤旗を左右に振り、マイクにてレース中止を放送し、鯨舟をスタートラインに呼び返す。

5. レース中の細部規定

- ① 各鯨舟は、原則として定められた自己のコースを漕走するものとし、他のコースに進入し、他の鯨舟の進行を妨げてはならない。
- ② 回頭は、右回頭（時計回り）を基本とする。

6. ゴールライン

各鯨舟に掲げているシンボルマーク旗が、規定のゴールラインを通過した時をもってゴールする。

7. 失格事項

次の事項に該当する行為があったと審判が認めた場合、審判長は審判団の協議により、失格を決定する。

- ①故意に審判員の指示、又は注意等を見殺しした場合。
- ②不正なスタートを同一レースで、二回行った場合。
- ③指定の回頭ブイ、もしくは回頭方向を故意に間違い、他の鯨舟の進行を妨げた場合。
- ④その他不正行為があったと、判定した場合。
但し、失格事項が不可抗力によるものと審判団で判断した場合は、この限りではない。

8. 異議の申立

レースに対して異議のある場合は、代表者が自己のレース終了後直ちに審判長に次のレース開始までに異議の申立てを行い、審判長は審判団と協議しこれを裁定する。

但し、次のレースが開始されると、異議の申立ては出来ない。

9. 審判団

一般社団法人室戸市観光協会をもって構成し、審判長は観光協会会長が選任する。

10. 出場チームの標識

各チーム独自の標識を舟子が手で持ち掲示することは、可能とする。
また、リズムをとるための鐘、太鼓等の持ち込みについても原則自由とする。

11. その他

その他のことについては、一般社団法人室戸市観光協会で協議し、決定する。

